

空き家等に関する相談件数の報告について

平成29年4月～令和4年6月分

受付月	受付 件数	相談内容（受付1件に対し複数項目あり）						解決 件数
		建築	防火	環境	衛生	防犯	その他	
H29年度	84	38	6	47	8	4	7	70
H30年度	67	24	6	28	9	4	11	47
H31(R1)年度	41	12	0	27	13	0		23
R2年度	43	11	1	29	6	0	0	28
R3年度	4月	0						
	5月	6	1		4		1	3
	6月	8	1	8	1			4
	7月	1		1				1
	8月	8	1	5	3		1	5
	9月	6	1	5				4
	10月	4	1	4				2
	11月	1		1				1
	12月	2		1	1			1
	1月	2		2	1			
	2月	2	2				1	
	3月	0						
	小計	40	7	0	27	10	1	2
R4年度	4月	0						
	5月	2	1	1				
	6月	6	1	4	1			1
	小計	8	2	0	5	1	0	0
計	283	94	13	163	47	9	20	190

平成29年度からの相談等案件解決率
(令和4年6月末現在)

67.1%

苦情処理経過一覧表〈令和3年10月分～令和4年3月分〉

月	受付日	中学校区	内 容	関係課名	その後の経過
R3年 10月	R3.10.19	音羽	敷地内の草木の管理がされていない。 〔環境(草木)〕	建築課	R3.10.20 現場確認。 R3.10.21 市外の所有者に文書通知。 R3.10.22 所有者より入電。「今月中に草刈予定。」 R4.1.18 対処があるか現場確認。草や木はすべて刈り取られていた。
	R3.10.21	一宮	敷地内の草木が道路へ越境している。 〔環境(草木)〕	建築課 環境課	R3.10.21 現場確認。 R3.10.21 市外の所有者に文書通知。 R4.2.17 所有者の弁護士より入電。「旧所有者が明け渡しを拒み裁判中。対処は難しい。」
	R3.10.22	御津	3年ほど前から空き家である。敷地内の草がひどい。 〔環境(草木)〕	建築課	R3.11.2 現場確認。所有者はすでに亡くなっており、相続人を調査中。(親族は相続放棄。状況から管理責任があるとは言えず、裁判所に確認も相続財産管理人も選任なし。)
	R3.10.27	中部	雑草が隣接敷地や道路に越境。建物の一部が損傷・剥落しており飛散が心配。 〔建築(建材の飛散のおそれ)、環境(草木)〕	建築課	R3.10.27 現場確認。 R3.11.2 市外の所有者に文書通知。 R3.11.5 所有者より入電。「11月中に草刈予定。作業をしたら建築課に連絡する。」 R4.1.18 対処があるか現場確認。草刈りはされていたが、飛散した建材については対処なし。 R4.5.23 住宅会社の管理となり、更地渡しで売りに出されていることが判明したため解決とした。
11月	R3.11.29	小坂井	蜜柑の木の枝が道路に越境しており、通行する車に当たる。〔環境(木)〕	建築課	R3.12.2 現場確認。 R3.12.6 市内の所有者に文書通知。 R4.2.24 解体の情報があり現場確認。樹木は伐根済み。すでに更地になっていた。
12月	R3.12.13	金屋	敷地内に巣があるようで蜂が飛び回っている。 〔衛生(害虫)〕	建築課 環境課	R3.12.13 現場確認。環境課へ報告。 R3.12.16 環境課より市外の所有者に文書通知。 R3.12.28 所有者より環境課に入電。「蜂の巣は見当たらなかったが、適切に管理をする。」
	R3.12.21	南部	空き家の木の枝が道路にはみ出している。 〔環境(木)〕	建築課 環境課	R3.12.23 現場確認。所有者はすでに亡くなっており相続人を調査。 R4.1.17 市内の親族に文書通知。

月	受付日	中学校区	内 容	関係課名	その後の経過
R4年 1月	R4.1.25	東部	敷地内は草が繁茂し、樹木の枝が道路に越境している。 [環境(草木)]	建築課	R4.1.26 現場確認。 R4.1.27 市外の所有者に文書通知。 R4.1.31 所有者より入電「コロナで行けていなかった。解体も考えているが片付けが先。管理業者、解体業者のリストがあれば欲しい。」リストを送付し、対処を依頼した。
	R4.1.25	東部	敷地内は草が繁茂し、樹木の枝が道路に越境している。玄関横にゴミが放置してある。 [環境(草木)、衛生(ゴミの放置)]	建築課 環境課	R4.1.26 現場確認。 R4.1.27 市内の所有者に文書通知。
2月	R4.2.10	東部	空き家の戸が壊れており物騒。 [建築・防犯(戸の破損)]	建築課	R4.2.14 現場確認 R4.2.22 市外の相続人に文書通知。 R4.3.1 所有者より入電。解体の意向であると確認した。
	R4.2.28	一宮	空き家の外壁材の飛散 [建築(建材の飛散)]	建築課	R4.2.28 現場確認。 R4.3.2 市内の相続人に文書通知。 R4.3.15 相続人より入電。「相続で揉めている。」相談の箇所について対処するよう依頼した。
5月	R4.5.23	西部	【町内会長より】空家の草木が道路にはみ出している。 [環境(草木)]	建築課	R4.5.23 現場確認。 R4.5.31 市外の相続人に文書通知。
	R4.5.30	金屋	1階屋根の一部が外れかかっており危険。 [建築(屋根の破損)]	建築課	R4.5.31 現場確認。 R4.6.7 市内の所有者に文書通知。

月	受付日	中学校区	内 容	関係課名	その後の経過
6月	R4.6.1	御津	敷地内の木が繁茂し、鳥が巣を作っていて鳴き声がうるさくて困っている。 〔環境(草木)〕	建築課	R4.6.2 現場確認。 R4.6.9 市内の所有者に文書通知。
	R4.6.8	南部	道路沿いの植え込みに毛虫が大量発生 〔衛生(毛虫)〕	建築課 環境課	R4.6.8 現場確認。環境課に引き継いだ。 R4.6.9 環境課より空き家の管理会社に電話で状況を説明。対応を依頼した。 R4.6.29 近隣の現場の際立ち寄り、道路沿いの植え込みが全て撤去されているのを確認した。
	R4.6.14	西部	【環境課対応】雑草が自宅敷地に侵入してくる 〔環境(草)〕	建築課 環境課	R4.6.15 環境課より「相談の物件が空き家の可能性。適正管理の通知はすでに送付済み。」と報告。建築課ですでに把握している空き家であった。 R4.6.16 環境課へ親族より入電。空き家の今後についての相談もあり、建築課より架電。草刈りは業者へ依頼し、空き家については司法書士に相談する事となった。
	R4.6.21	西部	空き家の瓦などが落下しそうで危険 〔建築(瓦の落下)〕	建築課	R4.6.21 現場確認。 R4.6.22 市内の所有者に文書通知。
	R4.6.29	一宮	木が道路にはみ出している 〔環境(木)〕	建築課 道路河川管理課	R4.6.29 道路河川管理課より相談の物件が空き家の可能性と連絡。 R4.6.30 現場確認。所有者を調べて通知予定。
	R4.6.30	小坂井	敷地内の雑草等が繁茂し道路にはみ出している 〔環境(草)〕	建築課 道路河川管理課	R4.6.30 道路河川管理課より相談の物件が空き家の可能性と連絡、現場確認。所有者を調べて通知予定。